

自動売買プログラム「225-Cool」 ライセンス契約書

自動売買プログラム「225-Cool」購入者(以下「甲」という)は、株式会社オフィス出島(以下「乙」という)製作した自動売買プログラム「225-Cool」(以下「本システム」という)を使用するにあたり、本契約書に同意する必要があります。

使用承諾を受けるにあたって、以下の事項に同意します。

第1条【本システム】

- ①本システムは、乙の製作、著作物である。
- ②本システムは、日経平均先物取引をサポートする為に製作されたものであるが、仮説に基づき設定されたものであり、本システムを利用することにより損益を保証するものではない。

第2条【ライセンスの内容】

- ①乙は、本契約書の各条項への同意を条件として、本システムの使用許可を甲に与える。
- ②甲は、本契約に基づき本システムの使用权を得るものであり、本システムの使用权以外の所有権等の財産権を得るものではない。

第3条【本システムの利用】

- ①甲は本システムを、個人使用の目的にのみ利用する。
- ②甲は本システムに基づき、他人へ投資助言を行うことや、甲の個人口座以外の口座を用いての取引を行うことはできない。

第4条【本システムに関する情報】

- ①甲は、本システムに関する情報を第三者へ公開し、または当該情報を第三者との間で共有することはできない。
- ②甲は、本システムを模倣もしくは複製することができない。
- ③甲および乙は、本件に関わる情報が本契約の履行上不要になった場合、または本契約終了時において、乙に返却する。
- ④前項にかかわらず、甲は乙からの請求により、本契約の履行上支障のない範囲で、それぞれ速やかに本件に関わる情報を返却する。
- ⑤甲および乙が適当と認めた場合、協議により第3項および第4項にかかわらず本件情報を記載内容が読み取り不可能な状態にすることを前提に破棄、焼却、溶解または記録消去することができる。

第5条【契約解除】

- ①甲が本契約事項の一にでも反する行為をした場合、乙は本契約を解除することができる。
- ②前項の場合、甲は速やかに本システムを使用する環境のすべてを乙に返還しなければならない。
- ③本契約が解除された場合において、甲が乙に支払った本システム使用权に関わる対価は返還されない。

第6条【免責事項】

- ①本契約書において特に明示されているもの以外、乙が保証するものは一切ない。トレード手法に関するいかなる保証もなく、その商品性その他一切の目的が満たされる保証はない。
- ②乙は、本契約違反や、本契約に基づく義務の不履行から生じる損害について一切の法的責任を負わない。また、乙は、納品の遅延、システムの供給、契約上のサービスに対する損

害に対して一切の法的責任を負わない。甲は、先物取引に関連する事項及びシステム使用上の如何なるリスクに対する責任を負うものとする。

③乙は、投資助言を行うものではなく、またシステムを利用することで利益の確保に繋がることを保証しない。

第7条【裁判管轄】

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8条【協議事項】

本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決にあたるものとする。

本システム購入者は本契約内容を理解し、本システムの購入者であること及び本ライセンス契約の当事者であることに同意した上で、本ライセンス契約を電子上で締結する事を理解納得の上購入を申し入れます。

株式会社 オフィス出島
代表取締役 野田博康
長崎県長崎市栄町6-19